

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-18761

(P2006-18761A)

(43) 公開日 平成18年1月19日(2006.1.19)

(51) Int.C1.		F 1		テーマコード (参考)	
GO6T	1/00	(2006.01)	GO6T	1/00	430J
HO4N	1/00	(2006.01)	GO6T	1/00	400G
HO4N	1/10	(2006.01)	HO4N	1/00	C
HO4N	1/107	(2006.01)	HO4N	1/10	

審査請求 有 請求項の数 7 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2004-198343 (P2004-198343)	(71) 出願人	000001007 キヤノン株式会社 東京都大田区下丸子3丁目30番2号
(22) 出願日	平成16年7月5日 (2004.7.5)	(74) 代理人	100081880 弁理士 渡部 敏彦
		(72) 発明者	本保 綱男 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キ ヤノン株式会社内
		F ターム (参考)	5B047 AA01 AA25 BA02 BB02 BC05 BC09 BC11 BC16 BC23 CA23 CB22 DC06 5C062 AA05 AB06 AB07 AB17 AB29 AB42 AC21 AC22 AD06 AF12 5C072 AA01 BA02 BA04 DA02 EA05 LA02 RA16 UA02 UA06 UA11 UA13 VA10

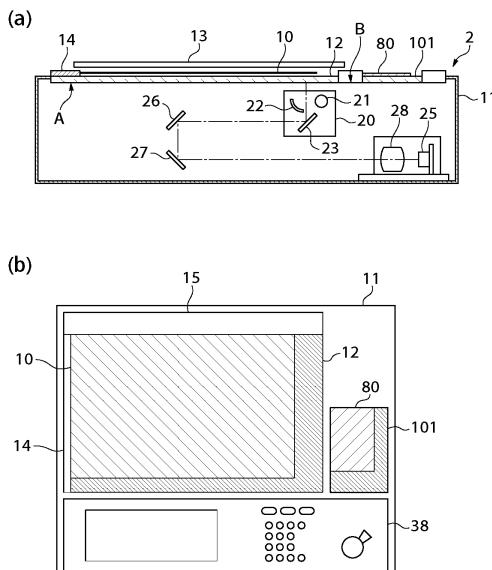
(54) 【発明の名称】 画像読み取り装置

(57) 【要約】

【課題】 製造コストの増大を抑制しつつ精度の高い認証及び高い操作性を実現するセキュリティ機能を備える画像読み取り装置を提供する。

【解決手段】 画像読み取り装置1は、原稿10を載置するプラテンガラス12と、原稿10の画像を読み取る1次元のイメージセンサ25と、該イメージセンサ25により読み取られたセキュリティ情報を予め記憶されたセキュリティ情報と照合するセキュリティデータ認証部43とを備え、イメージセンサ25は、認証カード80のセキュリティ情報を読み取る。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

原稿を載置する載置面と、該原稿の画像を読み取るイメージセンサと、セキュリティ情報媒体から読み取られたセキュリティ情報を予め記憶されたセキュリティ情報と照合する情報照合部とを備える画像読み取装置において、

前記イメージセンサは、セキュリティ情報媒体のセキュリティ情報を読み取ることを特徴とする画像読み取装置。

【請求項 2】

前記セキュリティ情報媒体を載置する他の載置面を有することを特徴とする請求項1記載の画像読み取装置。

【請求項 3】

前記載置面は、前記セキュリティ情報媒体を載置することを特徴とする請求項1記載の画像読み取装置。

【請求項 4】

前記セキュリティ情報は個人認証情報であることを特徴とする請求項1記載の画像読み取装置。

【請求項 5】

前記個人認証情報は指紋であることを特徴とする請求項4記載の画像読み取装置。

【請求項 6】

前記セキュリティ情報媒体は、個人を特定する情報が記載された印刷物であることを特徴とする請求項4記載の画像読み取装置。

【請求項 7】

所定のタイミングで読み取られた前記載置面の画像において、所定の輝度レベルを超える輝度の画素の数に応じて所定のメッセージを表示する表示部を備えることを特徴とする請求項3記載の画像読み取装置。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、セキュリティ機能を備える画像読み取装置に関する。

【背景技術】**【0002】**

ネットワーク社会の発展によって情報処理装置とネットワークとの融合が進展し、個人認証などのセキュリティ機能の必要性が増してきている。個人認証としては、鍵やI C (集積回路)カードの他に、指紋などの生体情報による認証が注目されている。例えば、特許文献1には、指紋の読み取方式としてプリズムなどの光学系を用いた読み取方式が開示されており、特許文献2には、液晶表示装置のTFT (薄膜トランジスタ)素子に隣接してフォトダイオードを配置してCCD (電荷結合素子)のように画像を読み出す技術が開示されている。また、特許文献3や特許文献4には、指紋識別の手法に関する技術が開示されている。さらに、特許文献5には、指紋認証結果に基づく情報処理装置の動作制御に関する技術が開示されている。

【特許文献1】特開平8-315143号公報**【特許文献2】特開平9-186312号公報****【特許文献3】特開平7-220075号公報****【特許文献4】特開平10-154231号公報****【特許文献5】特開平10-69324号公報****【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

しかしながら、情報処理装置、特に、画像読み取装置の分野においては、画像読み取装置が有するセキュリティ機能の認証精度が低いことにより、該画像読み取装置の操作が正当な権

10

20

30

40

50

限が与えられたユーザによって実行されたことを確認することができず、また、認証精度の高いセキュリティ機能を有するものであっても、認証を実行するための操作が煩雑であることにより操作性が低くなるという問題がある。加えて、画像読取装置が認証精度の高いセキュリティ機能を備えることにより、画像読取装置の製造コストが増大してしまうという問題がある。

【0004】

本発明の目的は、製造コストの増大を抑制しつつ精度の高い認証及び高い操作性を実現するセキュリティ機能を備える画像読取装置を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0005】

上記目的を達成するために、請求項1記載の画像読取装置は、原稿を載置する載置面と、該原稿の画像を読取るイメージセンサと、セキュリティ情報媒体から読取られたセキュリティ情報を予め記憶されたセキュリティ情報と照合する情報照合部とを備える画像読取装置において、前記イメージセンサは、セキュリティ情報媒体のセキュリティ情報を読取ることを特徴とする。

【0006】

請求項2記載の画像読取装置は、請求項1記載の画像読取装置において、前記セキュリティ情報媒体を載置する他の載置面を有することを特徴とする。

【0007】

請求項3記載の画像読取装置は、請求項1記載の画像読取装置において、前記載置面は、前記セキュリティ情報媒体を載置することを特徴とする。

【0008】

請求項4記載の画像読取装置は、請求項1記載の画像読取装置において、前記セキュリティ情報は個人認証情報であることを特徴とする。

【0009】

請求項5記載の画像読取装置は、請求項4記載の画像読取装置において、前記個人認証情報は指紋であることを特徴とする。

【0010】

請求項6記載の画像読取装置は、請求項4記載の画像読取装置において、前記セキュリティ情報媒体は、個人を特定する情報が記載された印刷物であることを特徴とする。

【0011】

請求項7記載の画像読取装置は、請求項3記載の画像読取装置において、所定のタイミングで読取られた前記載置面の画像において、所定の輝度レベルを超える輝度の画素の数に応じて所定のメッセージを表示する表示部を備えることを特徴とする。

【発明の効果】

【0012】

請求項1記載の画像読取装置によれば、原稿の画像を読取るイメージセンサがセキュリティ情報媒体のセキュリティ情報を読取るので、セキュリティ情報を読取るための新たなイメージセンサを設ける必要が無く且つ認証の実行が容易であり、もって製造コストの増大を抑制しつつ精度の高い認証及び高い操作性を実現することができる。

【0013】

請求項2記載の画像読取装置によれば、セキュリティ情報媒体を載置する他の載置面を有するので、更に精度の高い認証を実現することができる。

【0014】

請求項3記載の画像読取装置によれば、載置面はセキュリティ情報媒体を載置するので、セキュリティ情報媒体を載置する新たな載置面を設ける必要がなく、製造コストの増大を更に抑制できる。

【0015】

請求項4記載の画像読取装置によれば、セキュリティ情報は個人認証情報であるので、更に精度の高い認証を実現することができる。

10

20

30

40

50

【0016】

請求項 5 記載の画像読み取り装置によれば、個人認証情報は指紋であるので、認証の実行が更に容易であり、加えて、更に精度の高い認証を実現することができる。

【0017】

請求項 6 記載の画像読み取り装置によれば、セキュリティ情報媒体は、個人を特定する情報が記載された印刷物であるので、更に精度の高い認証を実現することができる。

【0018】

請求項 7 記載の画像読み取り装置によれば、所定のタイミングで読み取られた載置面の画像において所定の輝度レベルを超える輝度の画素の数に応じて所定のメッセージが表示されるので、載置面が汚れていることをユーザに通知することができ、もって精度の高い認証を維持することができる。

10

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

以下、本発明の実施の形態を図面を参照しながら詳述する。

【0020】

先ず、本発明の第 1 の実施の形態について説明する。

【0021】

図 1 は、本発明の第 1 の実施の形態に係る画像読み取り装置の構成を概略的に示す図である。

20

【0022】

図 1 に示すように、画像読み取り装置 1 は、原稿の画像等を光学的に読み取り、読み取った原稿の画像等を画像データに変換する読み取り部 2 と、後述する画像出力装置 60 及び通信制御装置 61 に接続され、読み取り部 2 によって読み取られた画像データを処理する信号処理部 3 と、読み取り部 2 の作動を制御する制御部 4 と、信号処理部 3 に接続され、読み取り部 2 で読み取られた画像データの分析、保存等を行う記憶部 5 とを備える。画像出力装置 60 及び通信制御装置 61 は、画像読み取り装置 1 と共にファクシミリ・複写システムを構成する。

20

【0023】

図 2 は、図 1 の読み取り部 2 の構成を示す図であり、(A) は読み取り部 2 の断面図であり、(B) は、原稿押さえを除いた状態で読み取り部 2 を上面からみた平面図である。

30

【0024】

図 2 (A) において、読み取り部 2 は読み取り部本体 (筐体) 11 を有し、この読み取り部本体 11 の上面には、原稿 10 を載置するプラテンガラス (載置面) 12 が設けられている。このプラテンガラス 12 上には開閉自在な原稿押さえ 13 が設けられている。また、プラテンガラス 12 の副走査開始側の端部の上には、主走査方向に沿って副走査レジプレート 14 が設けられている。プラテンガラス 12 の副走査終了側の端部より副走査方向に関して後方に、後述する認証カード (セキュリティ情報媒体) 80 等を載置するセキュリティ情報読み取り部 (他の載置面) 101 が設けられている。これにより、更に精度の高い認証を実現することができる。

30

【0025】

プラテンガラス 12 の下方には、副走査方向に移動可能なキャリッジ 20 が設けられている。このキャリッジ 20 内には、原稿 10 をライン状に照明するためのランプ 21 と、このランプ 21 から出射された光を原稿 10 に照射するリフレクタ 22 と、原稿 10 からの反射光を反射する第 1 ミラー 23 とが設けられている。また、読み取り部本体 11 内の底部には画像を読み取る 1 次元のイメージセンサ 25 が設けられ、読み取り部本体 11 内には第 1 ミラー 23 からの光をイメージセンサ 25 へ導く第 2 ミラー 26 および第 3 ミラー 27 が設けられている。また、イメージセンサ 25 の光路に関する前方には、イメージセンサ 25 上に画像を結像させるレンズ 28 が設けられている。

40

【0026】

キャリッジ 20 は後述するモータ 40 によって副走査方向に往復運動する。また、第 2 ミラー 26 および第 3 ミラー 27 は、図示しない駆動装置によって、キャリッジ 20 の移

50

動に追従して同一方向に関し、キャリッジ 2 0 の 1 / 2 の速度で移動されるようになっている。これにより、原稿面とイメージセンサ 2 5 間の距離が変化することなく、原稿面を走査することができるようになっている。

【 0 0 2 7 】

尚、図中、「A」は第一の読み取り走査開始位置、「B」は第二の読み取り走査開始位置を夫々示し、原稿 1 0 の画像を読み取る場合のキャリッジ 2 0 の走査開始位置は第一の読み取り走査開始位置であり、認証カード 8 0 のセキュリティ情報を読み取る場合のキャリッジ 2 0 の走査開始位置は第二の読み取り走査開始位置である。また、画像読み取装置 1 の電源投入直後や、ジョブの終了後には、キャリッジ 2 0 は第一の読み取り走査開始位置に位置する。

【 0 0 2 8 】

原稿 1 0 は、副走査レジプレート 1 4 及びプラテンガラス 1 2 上に設けられた主走査レジプレート 1 5 に沿って、プラテンガラス 1 2 上に載置され、認証カード 8 0 はセキュリティ情報を読み取部 1 0 1 上に載置される(図 2 (B))。イメージセンサ 2 5 は、プラテンガラス 1 2 上に載置された原稿 1 0 の画像を読み取り、更に、セキュリティ情報を読み取部 1 0 1 上に載置された認証カード 8 0 のセキュリティ情報を読み取る。これにより、セキュリティ情報を読み取るための新たなイメージセンサを設ける必要が無く且つ認証の実行が容易となる。

【 0 0 2 9 】

図 3 は、画像読み取装置 1 の信号処理部 3 および制御部 4 を説明するのに用いられるブロック図である。

【 0 0 3 0 】

図 3 に示すように、信号処理部 3 は、イメージセンサ 2 5 の出力信号をデジタルの画像データに変換するアナログ - デジタル変換部(以下、「A / D 変換部」と記す) 3 1 と、該 A / D 変換部 3 1 の出力画像データに対してシェーディング補正を行うシェーディング補正部 3 2 と、該シェーディング補正部 3 2 の出力画像データに対して画像処理を施す画像処理部 3 3 と、画像読み取装置 1 全体を制御する中央処理部(以下、「C P U」と記す) 3 4 と、これらイメージセンサ 2 5 、A / D 変換部 3 1 、シェーディング補正部 3 2 、画像処理部 3 3 および C P U 3 4 に対してタイミング信号を供給するタイミング信号発生部 3 5 とを備える。C P U 3 4 は、プログラム等を格納したリード・オンリー・メモリ(以下、「R O M」と記す)と、ワーキングエリアとなるランダム・アクセス・メモリ(以下、「R A M」と記す)とを有する。記憶部 5 はセキュリティ情報を読み取部 1 0 1 で読み取られたセキュリティ情報を検出、保存等を行う。

【 0 0 3 1 】

画像読み取装置 1 の制御部 4 は、キー入力によって画像読み取装置 1 を操作する操作部 3 8 と、画像読み取装置 1 のステータス情報や、操作部 3 8 により入力されたデータ等を表示する表示部 3 7 と、表示部 3 7 を制御する表示制御部 3 6 と、前記副走査方向に移動可能なキャリッジ 2 0 を駆動するモータ 4 0 と、モータ 4 0 の作動を制御するモータ制御部 3 9 からなる。

【 0 0 3 2 】

また、画像処理部 3 3 の出力画像データは、画像読み取装置 1 と共にファクシミリ・複写システムを構成する通信制御装置 6 1 及び画像出力装置 6 0 に送られ、通信制御装置 6 1 による画像送信、画像出力装置 6 0 による画像出力が可能になっている。また、通信制御装置 6 1 の受信画像は画像出力装置 6 0 によって出力される。C P U 3 4 は図示しないバスを介して通信制御装置 6 1 と画像出力装置 6 0 に接続されている。

【 0 0 3 3 】

図 4 は、図 1 における記憶部 5 の構成を説明するブロック図である。

【 0 0 3 4 】

図 4 において、記憶部 5 は、イメージセンサ 2 5 により読み取られたセキュリティ情報を予め記憶されたセキュリティ情報を照合するセキュリティデータ認証部(情報照合部) 4 3 と、プログラム / ワークメモリ 4 4 とを備える。セキュリティデータ認証部 4 3 は、セ

10

20

30

40

50

キュリティ情報の特徴を抽出する特徴抽出部45と、抽出された特徴を照合する照合部46とを有する。プログラム／ワークメモリ44は、セキュリティ情報を保存し／又は読み出す保存・読み出部47およびセキュリティ情報を認証するために実行されるアプリケーションプログラムを格納するプログラム格納部50で構成される。保存・読み出部47は、ユーザ登録データを読み出すデータ読み出部48と、読み出されたユーザ登録データを格納するデータ格納部49とを有する。

【0035】

図5は、セキュリティ情報が記載された認証カードの一例を示す図である。

【0036】

図5に示すように、認証カード80には個人を特定し得る顔写真や氏名等のID情報（個人認証情報）が記載されており、加えて、該ID情報が所定の方法でバーコード81に変換し併記されている。これにより、更に精度の高い認証を実現することができる。

【0037】

図6は、図2の読み取部2を用いてセキュリティ情報を登録する方法を説明するフローチャートである。

【0038】

図6において、ユーザは、操作部38上に設けられた図示しないボタン等の操作により、ユーザによるセキュリティ情報の登録が可能となるユーザ登録モード設定を行い（ステップS61）、セキュリティ情報読み取部101に認証カード80を載置する（ステップS62）。

【0039】

ユーザにより操作部38上の図示しない読み取ボタンが押下されると（ステップS63）、キャリッジ20は第二の走査開始位置に移動する（ステップS64）。その後、ランプ21を点灯させてキャリッジ20を走査することにより、セキュリティ情報読み取部101に載置された認証カード80を読み取る（ステップS65）。

【0040】

ステップS65において読み取られた認証カードデータは、画像処理部33を介して記憶部5内の特徴抽出部45に送信され、該特徴抽出部45でバーコード81が抽出されて所定の手段でユーザデータに変換される（ステップS66）。

【0041】

次に、データ格納部49内に予め登録されているユーザ登録データをデータ読み出部48に読み出し（ステップS67）、読み出されたユーザ登録データ内に特徴抽出部45で変換されたユーザデータと一致するものがあるか否かを判別し（ステップS68）、ユーザデータと一致するものがない場合は、データ格納部50にユーザデータを格納すると共に表示部37に「新規登録」のメッセージを表示して（ステップS69）、本処理を終了する。

【0042】

ユーザデータと一致するものがあった場合は（ステップS68でYES）、表示部37に「登録済み」のメッセージを表示して（ステップS70）、本処理を終了する。

【0043】

図7は、画像読み取装置1にて画像を読み取り、画像データを画像出力装置60に送信する方法を説明するフローチャートである。

【0044】

図7において、ユーザは原稿10をプラテンガラス12に載置し、操作部38上の図示しない読み取ボタンを押下する（ステップS71）。第一の走査開始位置に位置するキャリッジ20はランプ21を点灯し（ステップS72）、副走査レジプレート14とプラテンガラス12との接触面に存在する図示しない標準白色板を読み取り、シェーディングデータを生成し、更に、キャリッジ20を副走査方向に移動させながら原稿10の画像を読み取る（ステップS73）。読み取った原稿10の画像データは、図3に示すように、イメージセンサ25、A/D変換部31、及びシェーディング補正部32を介して画像形成装置33に

10

20

30

40

50

送信され、該画像処理部33にて所定の画像処理が施されて、画像処理部33内の図示しないワークメモリに書き込まれる。

【0045】

原稿10の画像を読み取った後、キャリッジ20はランプ21を消し、第二の走査開始位置に移動する(ステップS74)。ユーザは、セキュリティ情報読み取り部101に認証カード80を載置し、操作部38内の図示しない読み取りボタンを押下する(ステップS75)。第二の走査開始位置にあるキャリッジ20はランプ21を点灯させ、副走査方向に移動しながら認証カード80のID情報を読み取る(ステップS76)。認証カード80のID情報を読み取った後、キャリッジ20はランプ21を消し、第一の走査開始位置へ移動する。読み取られた認証カードデータは、画像処理部33で所定の画像処理が施され、記憶部5へ送信される。さらに、該送信された認証カードデータは記憶部5内の特徴抽出部45でバーコード81が抽出されて所定の手段でユーザデータに変換される(ステップS77)。

【0046】

次に、データ読み出部48にて、データ格納部49内に予め登録されているユーザ登録データを読み出し(ステップS78)、読み出されたユーザ登録データ内に、特徴抽出部45で変換されたユーザデータと一致するものがあるか否かを判別し(ステップS79)、ユーザデータと一致するものがある場合は、画像処理部33内のワークメモリに格納されている画像データを画像出力装置60へ送信し、本処理を終了する(ステップS80)。

【0047】

ユーザデータと一致するものがない場合は(ステップS79でNO)、ユーザは画像読み取り装置1を使用する権限がないと判断され、表示部37にその旨のメッセージを表示すると共に(ステップS81)、画像処理部33内の図示しないワークメモリに格納されている画像データを消去して(ステップS82)、本処理を終了する。

【0048】

上述したように、本実施の形態によれば、イメージセンサ25は原稿10の画像だけでなく認証カード80のセキュリティ情報を読み取るので、セキュリティ情報を読み取るための新たなイメージセンサを設ける必要が無く且つ認証の実行が容易であり、もって製造コストの増大を抑制しつつ精度の高い認証及び高い操作性を実現することができる。

【0049】

尚、本実施の形態では、先に原稿10の画像を読み取り、次に認証カード80のID情報を読み取ったが、この順番が入れ替わっても同様の効果が得られることは言うまでもない。

【0050】

また、本実施の形態では、セキュリティ情報媒体として認証カード80のような、個人情報が印刷されている媒体を使用したが、より精度良く個人を特定できる指紋を検出しても同様の効果を奏することができる。この場合、セキュリティ情報読み取り部101にユーザの手を置くことにより指紋を読み取らせてても良いし、より指紋の検出を容易にするべく、例えば、図8に示すように、セキュリティ情報読み取り部101の代わりに、ユーザの指紋を読み取る指紋検出エリア71～75を有するセキュリティ情報読み取り部70が設けられてもよい。これにより、認証の実行が容易となり、加えて更に精度の高い認証を実現することができる。

【0051】

セキュリティ情報読み取り部70は、指紋検出エリア71～75以外はマスクされており、画像が読み取れないようになっている。また、ユーザは、指紋検出エリア71に所定の指を置いて当該指の指紋のみを読み取らせてても良いし、指紋検出エリア71～75全てを使用してもよい。指紋を用いたユーザデータの登録及び画像読み取り装置1の動作に関しては本実施の形態と同様である。

【0052】

次に、本発明の第2の実施の形態について説明する。

10

20

30

40

50

【0053】

図9は、本発明の第2の実施の形態に係る画像読取装置における読取部の構成を示す図である。尚、図9の読取部6は、その構成が図2の読取部2と基本的に同じであり、読取部2からセキュリティ情報読取部101が削除されている以外は同様であるので、異なる部分のみを説明し、同様の部分の説明を省略する。

【0054】

図9に示すように、読取部6は読取部本体(筐体)111を有し、この読取部本体111の上面には、原稿10を載置すると共に認証カード80を載置するプラテンガラス112が設けられている。これにより、認証カード80を載置する新たな載置面を設ける必要がなく、製造コストの増大を更に抑制できる。

【0055】

図10は、図9の読取部6を用いてセキュリティ情報を登録する方法を説明するフローチャートである。

【0056】

図10において、ユーザは、操作部38上に設けられた図示しないボタン等の操作により、ユーザによるセキュリティ情報の登録が可能となるユーザ登録モード設定を行い(ステップS101)、プラテンガラス112上の所定位置に認証カード80を載置する(ステップS102)。

【0057】

ユーザにより、操作部38上の図示しない読取ボタンが押下されると(ステップS103)、キャリッジ20はランプ21を点灯する。さらに、キャリッジ20を副走査方向に移動させることにより、プラテンガラス112上に載置された認証カード80を読取る(ステップS104)。

【0058】

ステップS104において読取られた認証カードデータは、画像処理部33を介して、記憶部5内の特徴抽出部45に送信され、該特徴抽出部45でバーコード81が抽出されて所定の手段でユーザデータに変換される(ステップS105)。

【0059】

次に、データ格納部49内に予め登録されているユーザ登録データを読み出し(ステップS106)、読み出されたユーザ登録データ内に特徴抽出部45で変換されたユーザデータと一致するものがあるか否かを判別し(ステップS107)、ユーザデータと一致するものがない場合は、データ格納部50にユーザデータを格納すると共に表示部37に「新規登録」のメッセージを表示し(ステップS108)、本処理を終了する。

【0060】

ユーザデータと一致するものがあった場合は(ステップS107でYES)、表示部37に「登録済み」のメッセージを表示して(ステップS109)、本処理を終了する。

【0061】

図11は、図9の読取部6で画像を読み取り、読み取られた画像データを画像出力装置60に送信する方法を説明するフローチャートである。

【0062】

図11において、ユーザは原稿10をプラテンガラス112に載置し、操作部38上の図示しない読取ボタンを押下する(ステップS111)。走査開始位置としての副走査レジプレート14直下に位置するキャリッジ20はランプ21を点灯し(ステップS112)、副走査レジプレート14のプラテンガラス112との接触面に存在する図示しない標準白色板を読み取り、シェーディングデータを生成し、更に、キャリッジ20を副走査方向に移動させながら原稿10の画像を読み取る(ステップS113)。読み取った原稿10の画像データは、図3に示すように、イメージセンサ125、A/D変換部31、シェーディング補正部32を介して画像処理部33に送信され、画像処理部33にて所定の画像処理が施されて、画像処理部33内の図示しないワークメモリに書き込まれる。

【0063】

10

20

30

40

50

原稿 10 の画像を読み取った後、キャリッジ 20 はランプ 21 を消し、走査開始位置に移動する（ステップ S 114）。ユーザは、原稿 10 を取り除いた後、認証カード 80 をプラテンガラス 112 上の所定位置に載置し、操作部 38 内の図示しない読み取ボタンを押下する（ステップ S 115）。走査開始位置にあるキャリッジ 20 はランプ 21 を点灯し、副走査方向に移動しながら認証カード 80 の ID 情報等を読み取る（ステップ S 116）。認証カード 80 の ID 情報を読み取った後、キャリッジ 20 はランプ 21 を消し、走査開始位置へ移動する。読み取られた認証カードデータは、画像処理部 33 で所定の画像処理が施され、記憶部 5 へ送られる。記憶部 5 内の特徴抽出部 45 でバーコード 81 が抽出されて、所定の手段でユーザデータに変換される（ステップ S 117）。

【0064】

10

データ読み出部 48 にて、データ格納部 49 内に予め登録されているユーザ登録データを読み出し（ステップ S 118）、読み出されたユーザ登録データ内に、特徴抽出部 45 で変換されたユーザデータと一致するものがあるか否かを判別し（ステップ S 119）、ユーザデータと一致するものがある場合は、画像処理部 33 内のワークメモリに格納されている画像データを画像出力装置 60 へ送信し、本処理を終了する（ステップ S 120）。

【0065】

ユーザデータと一致するものがない場合は（ステップ S 119 で NO）、ユーザは画像読み取装置 1 を使用する権限がないと判断され、表示部 37 にメッセージを表示すると共に（ステップ S 121）、画像処理部 33 内のワークメモリに格納されている画像データを消去し（ステップ S 122）、本処理を終了する。

20

【0066】

尚、本実施の形態では、先に原稿 10 の画像を読み取り、次に認証カード 80 の ID 情報等を読み取ったが、この順番が入れ替わっても同様の効果が得られることは言うまでもない。

【0067】

また、セキュリティ情報が認証カード 80 の ID 情報等ではなく、ユーザの指紋であっても図 10 及び図 11 の処理と同様の手順で実施可能である。この場合、セキュリティ情報を読み取るために、原稿読み取領域としてのプラテンガラス 112 に指等が載せられるので、プラテンガラス 112 に汚れがつき易く、画像の読み取りに影響する可能性がある。そのため、所定のタイミングで、プラテンガラス 112 自身を読み取ることによりプラテンガラス 112 の汚れを検知する機能を有することが好ましい。

30

【0068】

以下、プラテンガラス 112 の汚れ検知機能について説明する。

【0069】

図 12 は、図 4 における記憶部 5 の変形例を説明するブロック図である。

【0070】

図 12 において、記憶部 142 は、プラテンガラス 112 で読み取られたセキュリティ情報を認証するセキュリティデータ認証部 143 と、プログラム／ワークメモリ 144 と、プラテンガラス 112 を読み取った画像から汚れ具合を検出する原稿領域汚れ検出部 151 とを備える。セキュリティデータ認証部 143 は、セキュリティ情報の特徴を抽出する特徴抽出部 145 と、抽出された特徴を照合する照合部 146 とを有する。プログラム／ワークメモリ 144 は、セキュリティ情報を保存及び／又は読み出す保存・読み出部 147 およびセキュリティ情報を認証するために実行されるアプリケーションプログラムを格納するプログラム格納部 150 で構成される。保存・読み出部 147 は、ユーザ登録データを読み出データ読み出部 148 と、読み取られたユーザ登録データを格納するデータ格納部 149 とを有する。

40

【0071】

原稿領域汚れ検出部 151 は、所定のタイミングでプラテンガラス 112 から読み取られた画像の画素のうち、所定の輝度レベル以上の輝度を有する画素の数を汚れデータとして抽出する汚れデータ抽出部 152 と、初期状態におけるプラテンガラス 112 から読み取ら

50

れた画像の画素のうち、所定の輝度レベル以上の輝度を有する画素の数を初期汚れデータとして格納する汚れデータ格納部 154 と、初期汚れデータを汚れデータ格納部 154 から読み出し、初期汚れデータを汚れデータと比較する汚れデータ比較部 153 とを有する。

【0072】

図 13 は、プラテンガラス 112 の汚れを検知する方法を説明するフローチャートである。ここでは、画像読み取り装置 1 の電源投入時にプラテンガラス 112 の汚れ検知を行う場合を説明する。

【0073】

図 13において、画像読み取り装置 1 の電源が投入されると（ステップ S131）、キャリッジ 20 が走査開始位置に移動し、ランプ 21 を点灯し、図示しない標準白色板を読み取ることによりシェーディングデータを生成するなどの初期設定を行う（ステップ S132）。次に、ランプ 21 を点灯させながらキャリッジ 20 を副走査方向に移動し、プラテンガラス 112 を読み取る（ステップ S133）。読み取られた画像の画素のうち、所定の輝度レベル以上の輝度を有する画素の数を汚れデータとして抽出する（ステップ S134）。さらに、汚れデータ格納部 154 に格納されている初期汚れデータを読み出し（ステップ S135）、汚れデータ抽出部 152 にて抽出された汚れデータが、読み出された初期汚れデータ以上であるか否かを判別する（ステップ S136）。

【0074】

汚れデータが初期汚れデータ以下である場合は、本処理を終了し、汚れデータが初期汚れデータ以上である場合は、表示部 37 に「プラテンガラスを清掃してください」のメッセージを表示して（ステップ S137）、本処理を終了する。

【0075】

これにより、プラテンガラス 112 が汚れていることをユーザに通知することができ、もって更に精度の高い認証を維持することができる。

【図面の簡単な説明】

【0076】

【図 1】本発明の第 1 の実施の形態に係る画像読み取り装置の構成を概略的に示す図である。

【図 2】図 1 の読み取り部の構成を示す図であり、（A）は読み取り部の断面図であり、（B）は、原稿押さえを除いた状態で読み取り部を上面からみた平面図である。

【図 3】画像読み取り装置の信号処理部および制御部を説明するのに用いられるブロック図である。

【図 4】図 4 は、図 1 における記憶部の構成を説明するブロック図である。

【図 5】セキュリティ情報が記載された認証カードの一例を示す図である。

【図 6】図 2 の読み取り部を用いてセキュリティ情報を登録する方法を説明するフローチャートである。

【図 7】画像読み取り装置にて画像を読み取り、画像データを画像出力装置に送信する方法を説明するフローチャートである。

【図 8】セキュリティ情報読み取り部の変形例を示す図である。

【図 9】本発明の第 2 の実施の形態に係る画像読み取り装置における読み取り部の構成を示す図である。

【図 10】図 9 の読み取り部を用いてセキュリティ情報を登録する方法を説明するフローチャートである。

【図 11】図 9 の読み取り部で画像を読み取り、読み取られた画像データを画像出力装置に送信する方法を説明するフローチャートである。

【図 12】図 4 における記憶部の変形例を説明するブロック図である。

【図 13】プラテンガラスの汚れを検知する方法を説明するフローチャートである。

【符号の説明】

【0077】

1 画像読み取り装置

2 読取り部

3 信号処理

4 制御部

5 記憶部

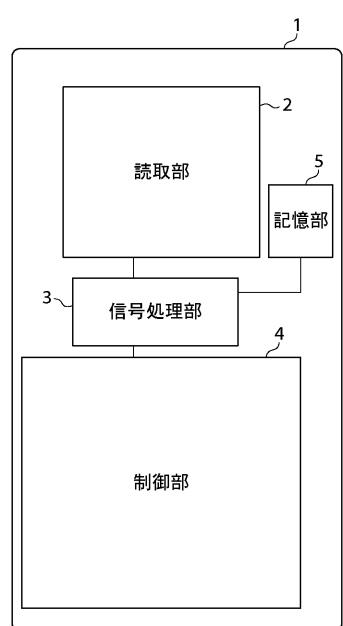
1 2 プラテンガラス

2 5 イメージセンサ

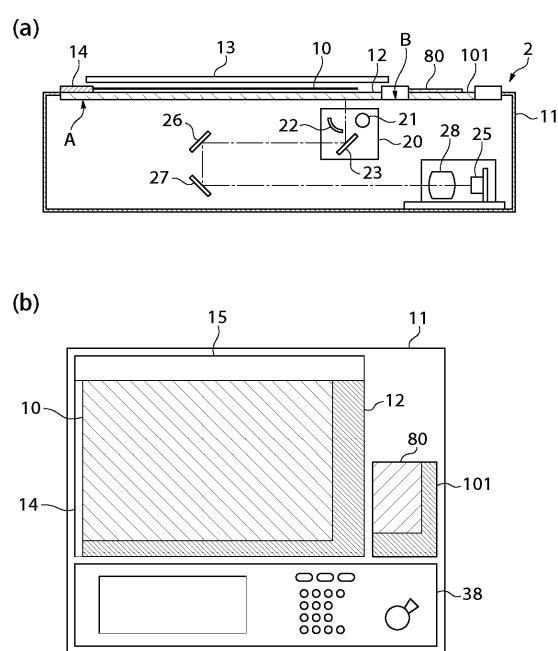
2 8 レンズ

4 3 セキュリティデータ認証部

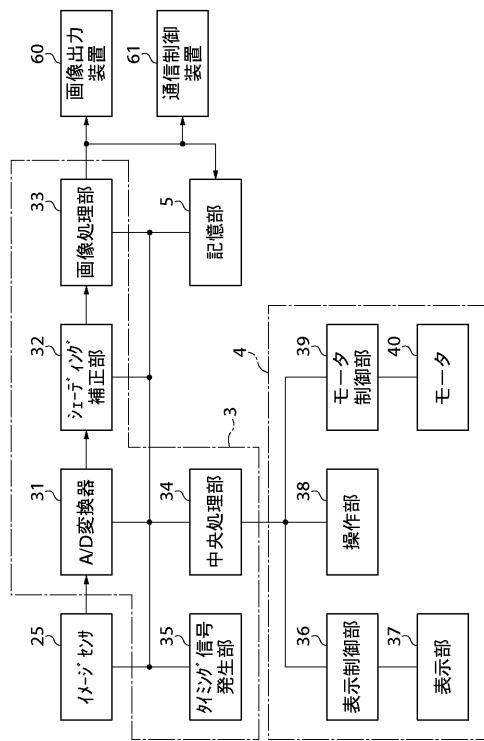
【図1】



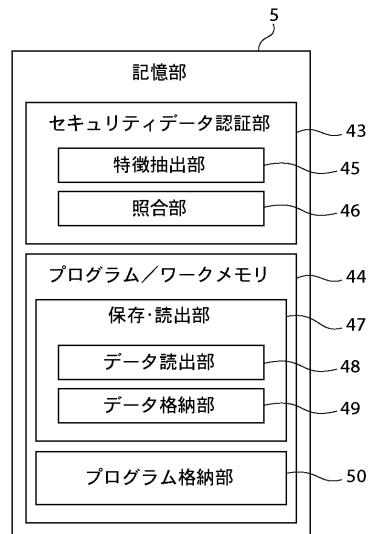
【図2】



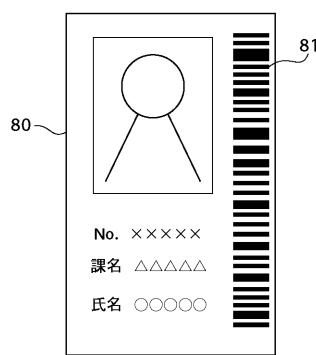
【図3】



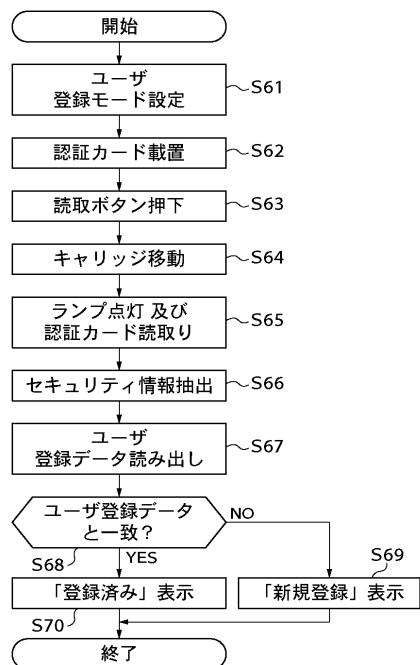
【図4】



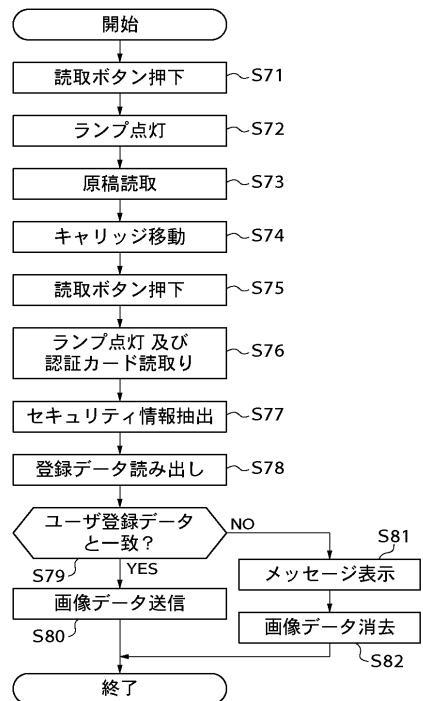
【図5】



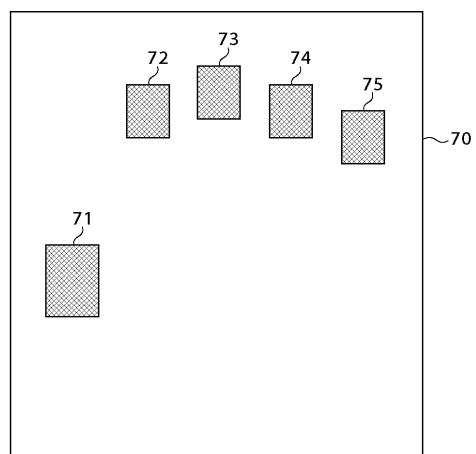
【図6】



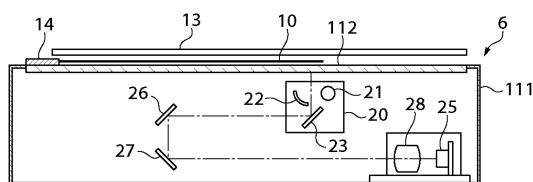
【図7】



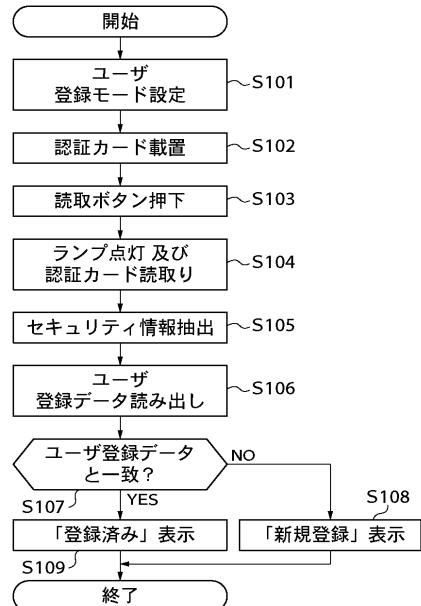
【図8】



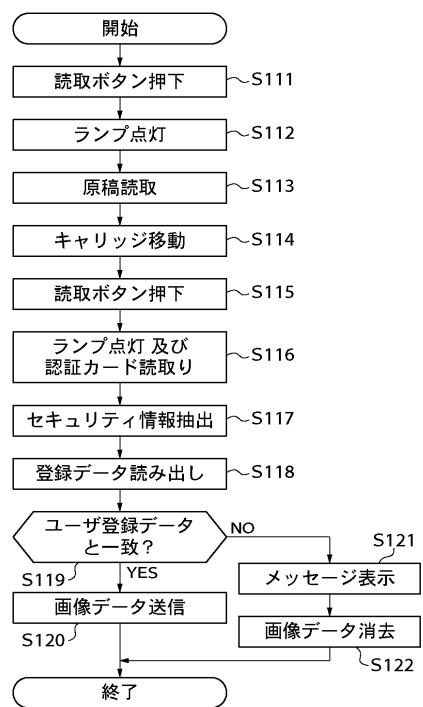
【図9】



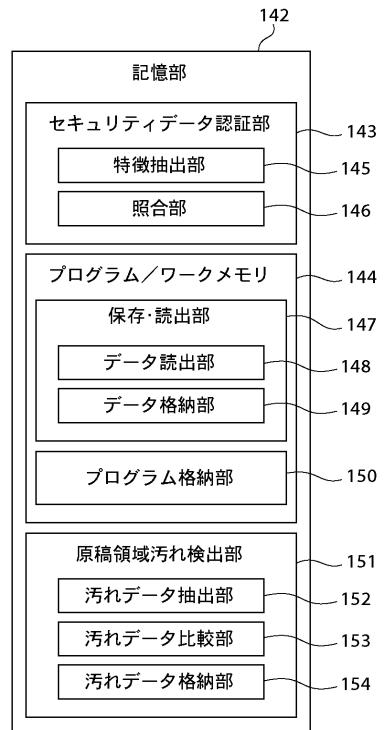
【図10】



【図11】



【図12】



【図13】

